

鋪裝完了箇所掘削抑制取扱要綱

舗装完了箇所掘削抑制取扱要綱

市原市

「地下埋設工事等による道路掘り返しに関する緊急処置について」（昭和37年10月23日閣議了解）の3に基づいて、次のとおり掘削を抑制する。

1. 舗装道路を次のとおり区分し、掘削制御期間を決定する。

(1) アスファルト舗装（1・2級市道）	3年
(2) アスファルト舗装（その他の市道）	2年
(3) 簡易舗装（軽舗装）	1年
(4) コンクリート舗装	5年
(5) 特殊舗装（レンガ・石畳・インターロッキング等）	5年

2. 次に掲げる場合で特に公共性が強調され、他に適当な路線がなく、かつ掘削制御期間が一定時間経過している場合については、許可して行く方向で取り扱う。
 - (1) 掘削工事総延長のうち、その一部が舗装完了箇所にかかる場合で、その区間が概ね50m以内に限る場合。
 - (2) 横断工事で推進工事の採用が困難な場合。
 - (3) 路面に亀裂等の損傷がはなはだしく、補修を要する程度である場合。
 - (4) 工事による道路の損傷範囲、及び交通傷害が僅少な場合。
 - (5) その他、道路管理者がやむをえない判断にたち、必要と認められる場合。

附則

1. この要綱は、平成元年4月1日から施行する。